

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	市営住宅管理費
補助単独の別	単独

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	21,144	13,002		13,002			13,002	8,142
財源内訳	国	66	22	22			22	44
	県							0
	市債							0
	その他	8,054	7,823	7,823			7,823	231
	一般財源	13,024	5,157	5,157			5,157	7,867

事業概要	市営住宅9団地35棟374戸(平成20年4月1日現在)の維持・管理を行うための経費。	今年度見直し事項	
事業目的	市営住宅の維持・管理を適切に行い、入居者の生活環境を守る。		
現状と背景	多くの市営住宅が老朽化し、維持・管理費がかさんでいる。	その他	

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	市営住宅火災警報器設置事業
補助単独の別	補助

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	924	1,943		1,943			1,943	1,019
財源内訳	国	0	780	780			780	780
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	924	1,163	1,163			1,163	239

事業概要	平成18年6月に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。設置の猶予期限が平成23年5月31日までとなっているため、平成20年度～22年度で市営住宅の全ての居室に火災警報器を設置し、住宅火災から入居者の生命と財産を守る。	今年度見直し事項
事業目的	消防法改正に伴い、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、猶予期限までに市営住宅全ての居室に火災警報器を設置する。	
現状と背景	住宅火災による死者数が急増していることから、平成18年6月に消防法が改正され、火災警報器の設置が義務付けられた。	その他

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	夕顔団地下水道接続事業
補助単独の別	単独

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	0	6,183		6,183			6,183	6,183
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	0	6,183		6,183			6,183

事業概要	夕顔団地の汚水の処理方法を合併処理浄化槽から下水道へ切り替えるため、下水道への接続工事(下水配管接続工事と浄化槽、ポンプ室の撤去)及び、浄化槽の清掃委託(浄化槽の汚泥抜き取り、消毒)を行う。	今年度見直し事項
事業目的	境港市公共下水道条例第4条により、公共下水道の供用が開始された日から6ヶ月以内に排水設備を設置しなければならないことから、夕顔団地の污水管を下水道に接続し、維持管理費の削減と環境改善を図る。	
現状と背景	夕顔団地の汚水は、国の補助金を受けた合併処理浄化槽で処理しているため、耐用年数内に下水道へ接続すれば補助金の返還が生じると考えていたが、国から補助金の返還は生じないとの回答があったため、下水道への接続を行う。	

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	第2夕顔団地52A棟外壁改修事業
補助単独の別	補助

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	0	12,803		12,803			12,803	12,803
財源内訳	国	0	5,140	5,140			5,140	5,140
	県							0
	市債	0		7,600			7,600	7,600
	その他							0
	一般財源	0	7,663	63			63	63

事業概要	多くの市営住宅が老朽化しており、外壁のひび割れ等の問題が生じている。このため、平成18年に策定した「地域住宅計画」に基づき、年次的に外壁補修と塗装工事を行い、住宅の延命化と老朽化に伴う事故防止を図る。平成21年度は、第2夕顔団地52A棟の外壁改修を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	外壁のひび割れを補修し、塗装することで、建物の延命化及び外壁剥離による事故防止を図る。		
現状と背景	昭和48年から59年までに建築した市営住宅(中耐建物)は、建築してから約30年を経過しており、改修が必要となっている。平成18年に策定した「地域住宅計画」に基づき、年次的に建物の改修を行う。	その他	

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	第2夕顔48A,50A,52A棟駐車場整備事業
補助単独の別	補助

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	0	10,023		10,023			10,023	10,023
財源内訳	国	0	4,025	4,025			4,025	4,025
	県							0
	市債	0		4,400			4,400	4,400
	その他							0
	一般財源	0	5,998	1,598			1,598	1,598

事業概要	平成8年に公営住宅法が改正され、公営住宅は駐車場の整備に努めなければならない旨の規定が追加された。駐車場は、特定の入居者が利用することから、駐車場を舗装し、駐車枠を確保することで受益者に応分の負担を求めるとともに、緊急車両等が入れるスペースを確保する。 平成21年度に第2夕顔48A・50A・52A、平成22年度に外江、渡53B・54Bを整備する。	今年度見直し事項	
事業目的	駐車場を整備し、駐車枠を確保することで受益者に応分の負担を求めるとともに、緊急車両等が入れるスペースを確保する。		
現状と背景	現在、未整備の駐車場を無料で使用させているが、駐車枠が確保されていないため、駐車場所や路上駐車についての苦情が寄せられている。	その他	鳥取県、鳥取市、米子市はすでに有料化を実施している。 入居者の理解を得る必要がある。

会計	10	一般会計
款	8	土木費
項	5	住宅費
目	1	住宅管理費

所管課	都市整備課
事業名	市営住宅等アスベスト分析調査委託事業
補助単独の別	補助

	前年度	要求段階		財政課長内示	総務部長・市長査定 (増減額)	最終調整 (増減額)	予算計上 = + +	増減 -
		当初要求	追加要求等					
事業費	0	331		714			714	714
財源内訳	国	0	331	714			714	714
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	0	0	0	0		0	0

事業概要	<p>市営住宅の天井に使用されている、これまで調査対象になっていなかった吹付け材「吹付けひる石」「吹付けパーライト」について、アスベスト含有調査を行う。(渡団地2棟、外江団地、第2夕顔団地3棟)</p> <p>アスベストの種類追加(3種類 6種類)に伴い、平成17年度調査済みである「吹付けロックウール(綿状)」について、再調査を行う。(境公民館、市役所第二庁舎、境西会館、境港水産加工汚水処理場2棟、水木しげる記念館、市民体育館)</p>	今年度見直し事項	
事業目的	市有施設のアスベスト調査を行い、市民の健康被害の防止及び生活環境の保全を図る。		
現状と背景	これまでに国内で使用されていないとされていたアスベスト(トレモライト等3種類)が検出されたことにより、過去に実施した分析結果を点検し、再分析をする必要がある。	その他	